

岩手県告示第 572 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 18 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
さいとうレディスクリニック	盛岡市盛岡駅前北通 3 番 33 号	平成 18 年 4 月 1 日
中野薬局	盛岡市中野一丁目 10 番 6 号	平成 18 年 4 月 1 日
よつば薬局	北上市大曲町 6 番 12 号	平成 18 年 4 月 1 日
医療法人社団 博紳会 たまだ江釣子 クリニック	北上市上江釣子 16 地割 129 番地 1	平成 16 年 9 月 1 日
岡田歯科医院	紫波郡紫波町上平沢字馬場 7 番地 3 号	平成 17 年 6 月 10 日
マルタ薬局	下閉伊郡山田町川向町 5 番 4 号	平成 16 年 9 月 1 日